

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度分を減免する制度があります。

介護保険料の減免申請の際は、下記の申請書類にご記入・押印のうえ、必要書類の写しとあわせてご提出してください。

1 対象者

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に介護保険料の納期限のある第一号被保険者で、

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる要件のすべてに該当する第一号被保険者
 - ア 令和3年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 減免の対象となる保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合の保険料にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

3 減免額

- ・上記（1）に該当する場合は、全額免除
- ・上記（2）に該当する場合は、下記の『対象保険料額』に『減免割合』を乗じて得た金額

『対象保険料額』

計算式・・・ $A \times B / C$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額

C：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

『減免割合』

主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額	減額又は免除の割合
(前年の合計所得金額にかかわらず) 事業等の廃止や失業の場合	10分の10
210万円以下の場合	10分の10
210万円以上の場合	10分の8

4 申請に必要なもの

- 「介護保険料減免申請書」
- 「収入申告書」

※主たる生計維持者の事業収入等の減少による申請の場合は、該当する収入及び金額を記入してください。

○対象者（1）に該当する場合

医師の診断書の写し又はその他証明ができる書類

対象者（2）に該当する場合

廃業届、解雇通知、事業主等による証明書、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書等の写し又はその他証明
できる書類

※上記の申請に必要な書類に不備がある場合には、保険料減免の判定及び決定が出来ませんので、必ず添付
してください。

※申請書類は、字の消えないペン（ボールペン等）で記入し、内容を訂正する場合は二重線で抹消し、書き直
してください。

5 申請期限

令和4年3月31日（木）まで

6 Q&A

○「新型コロナウイルス感染症の影響」とは？

→新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指します。

○「第一号被保険者」とは？

→65歳以上の介護保険被保険者の方です。

○「その属する世帯の主たる生計維持者」とは？

→世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属するものであるこ
とが原則です。

○「重篤な傷病」とは？

→新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与え
る影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、1か月以上の治療を有すると認められる場合をい
います。

○「事業収入等」とは？

→事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まれません。

<申請書類の提出> ※申請書類は、お住まいの福祉課・健康福祉課にあります。

(持参の場合)

お住まいの町役場 福祉課・健康福祉課の窓口

(郵送の場合)

〒503-0126 安八郡安八町中須 410-1 安八郡広域連合 総務係

<お問い合わせ>

安八郡広域連合 総務係 電話：0584-63-2050